

お客さま各位

結城信用金庫

## 「普通預金口座（総合口座を含む）」のお取り扱いについて （未利用口座管理手数料のご案内）

平素より、結城信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年10月1日（木）より「未利用口座管理手数料」を導入させていただいております。同手数料の詳細は下記のとおりとなりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

未利用口座管理手数料は、未利用となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の口座が対象となることはありません。

今後とも、常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持向上により一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 【対象となる口座について】

適用	令和2年10月1日以降の新規開設「普通預金口座（総合口座を含む）」 * 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。 * 法人、個人、団体が対象となります。
対象口座	最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび本件手数料の引落しは除きます。）から <b>2年以上</b> 、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座。 ただし、次の場合を除きます。 イ. 当該口座の残高が10,000円以上である場合 ロ. 同一店舗で他に定期性預金、投資信託、保険等のお取引がある場合 ハ. 口座振替依頼が付与されている口座の場合（振替実績がない場合を含みます。）
手数料	・ 口座が対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所にご案内いたします <sup>※1</sup> 。 ・ 事前通知後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、年間1,200円（別途消費税）を当該口座から引き落としいたします。
自動解約	・ 口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料とし、同口座を解約いたします <sup>※2</sup> 。 ・ 口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。

※1 「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。

※2 対象の口座をお持ちのお客さまには、お取引状況をお知らせした上で、一定期間（約3か月）経過後に、年間1,200円（消費税別）の手数料をいただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には普通預金口座を解約させていただくものです。